

特定非営利活動法人

大阪環境カウンセラー協会（OECA）

定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 大阪環境カウンセラー協会（英文名称：Osaka Environmental Counselors Association, Nonprofit Organization.略称OECA）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

（目的）

第3条 この法人は、社会を構成する全ての人が環境保全活動に参加し、自然と共生した持続可能な社会を作るために、公正な立場を保持しつつ市民・企業・行政・国際社会との連携を強固にし、環境保全活動を推進することを目的とする。併せて、気候変動による自然災害等に適応する強靱な社会の構築に貢献するため、普及啓発・支援活動を推進することを目的とする。

（活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表7号（環境の保全を図る活動）を行う。

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- （1）環境保全に関する調査研究事業
- （2）環境保全に関する研修事業
- （3）環境保全に関する普及啓発事業
- （4）環境保全に関する国内・海外支援事業（自然災害等への支援・寄付を含む）
- （5）環境保全に関わる国・自治体等との協業及び受託事業
- （6）環境保全に関する事業者への支援事業
- （7）機関紙の発行
- （8）その他目的を達成するために必要な事業

(暴力団等の排除)

第6条 この法人は、暴力団または暴力団員(以下「暴力団等」という)を不当に利用し、暴力団の維持・運営に関与し、または暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有するなど、暴力団等との一切の関係をもたない。

第2章 会員

(種類)

第7条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 環境庁登録の環境カウンセラーおよび法人の目的を達成するための知識を有する者

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体

(3) 名誉会員 この会に功労のあった者又は学識経験者で、推薦された者

2 前項の他に理事会において購読会員その他の会員の種別並びにその会費等を定めることができる。

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、総会において定める会費を添え入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員が退会する時は、理事長にその旨を書面で提出して任意に退会する事ができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(2) 会費を6ヶ月以上滞納し、且つ、催告に応じないとき

(3) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の過半数の同意を得て、その会員を除名する事が出来る。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又は設立の目的に反する行為をしたとき

(2) この法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(届出)

第13条 会員は、次の各号に該当するときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業所の所在地等を変更したとき
- (2) その他入会時の申告内容に変更のあったとき

第3章 役員

(種別)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を会長とし、若干名を副理事長とする。
 - 3 理事及び監事は総会にて選出する。
 - 4 理事長・会長は理事の互選による。副理事長は理事長が指名する。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれる事にならない。
 - 6 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 会長は理事長に対して法人の運営全般にわたり進言することができる。又、法人の渉外を担当する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次の業務を行うものとし、その執行に当たって必要なときは何時でも理事に対して報告を求め、調査することが出来る。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し

不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は大阪府知事に報告すること
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 1号、2号の点において理事に個別に意見を述べること

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 第2項の規定にかかわらず、任期の末日において、後任の役員が選出されていないときは、その任期を、その任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の過半数以上の決議により解任することができる。但し、その役員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

(執行役員・顧問・相談役)

第20条 この法人に執行役員・顧問・相談役をおくことができる。

2 執行役員はこの法人の運営や事業に関し、理事長の諮問に応じて意見を述べる事が出来る。

3 顧問はこの法人の運営及び技術に関する特命事項について意見を述べる事が出来る。また、相談役はこの法人の事業に関して意見を述べる事が出来る。

4 執行役員・顧問及び相談役は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

5 執行役員は特定非営利活動促進法の定める役員ではない。

6 この条の運用は理事会の決議を経なければならない。

(委員会・部門・プロジェクトチーム)

第21条 この法人は理事会の決議を得て、事業を行うためや、専門事項の調査、審

議を行うため委員会や部門・プロジェクトチームをおくことができる。

- 2 委員会の委員及び部門・プロジェクトチームのメンバーは、理事長が理事長の同意を得て委嘱する。
- 3 委員会及びブモン・プロジェクトチームに対する必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第4章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べる事ができる。但し、表決に加わらない。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (7) 正会員及び賛助会員の会費額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の場合開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の4分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(招集)

第26条 総会は、理事長が招集する。但し前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の目的たる事項、内容、日時、及び場所を

示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に関わることはできない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間保存する。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の総数

(3) 総会に出席した正会員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 号の請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(議決等)

第 37 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(資産の支弁)

第 41 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業の会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 第 43 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 46 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置)

第 49 条 この法人の事務を処理する為、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 理事は職員を兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第 50 条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することは出来ない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 大阪府知事による認証の取り消し
- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 解散後の残余財産は、総会の議決を経、この法人と同じ目的を持つ特定非営利活動法人に寄付するものとする。

第9章 雑則

(公告)

第54条 この法人の公告は官報により行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

(委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員 会費 6,000円(年額、但し月割り計算することができる)
 - (2) 賛助会員 会費 6,000円(年額、但し月割り計算することができる)
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第3項及び第4項の規定にかかわらず、別紙の役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人 大阪環境カウンセラー協会

役職名	ふりがな 氏 名	住所または居所
理事長	たかい しげる 高井 茂	
副理事長	かみの やすみ 紙野 康美	
理事	なかむら たかし 中村 孝	
理事	うだ よしあき 宇田 吉明	
理事	おがわ こうじ 小川 晃司	
監事	きしもと てつお 岸本 哲夫	